

2019年

開催日時 | 3月14日(木) 午後1時30分

万針が決まる

所

日個連会館

第 50 回

理事会の焦点

場京都個人公会の協

うて安心個人

① 特定地域街頭営業ル

ール実施要綱

改定 (案)承認の件

課税・免税の運賃差な

拶がありました。

を取り巻く状況を踏まえ、次のような挨

理事会冒頭、秋田会長から現在の業界

措置 今回 改定の際には「免税事業者については、 ありませんでした。平成9年の消費税率 していた消費税増税に伴う課税事業者 整することになるかと思われます。心配 法は現状の運賃に所要増収率108分 通達が送られてきました。運賃の算定方 と免税事業者の運賃差に関わる文面 く初乗り420円、 げに伴う運賃改定等の取扱いについて、 110を乗じるということで、おそら 昨日、国土交通省より消費税率引き上 |の対象外として取扱う||という||文 0) 消費税率等の引き上げ分の転嫁 加算運賃は距離を調 考えなければいけない事として、個人タ

ず今回は「課税事業者と免税事業者間に 2種類になったことを考えると、ひとま 運賃差は生じない」と思われます。

インボイス制度への対応

課税事業者になるのだろうと考えて ているようにも感じます。 も課税事業者へという大きな流れが来 措置と思われます。個人タクシー事業者 ボイス制度導入に伴い、個人タクシー インボイス制度が導入されるまでに 今回の取扱通達は、2023年のイン

案通り可決 れました て、 決 0) 議 後 事 0) 承 項 審 認 は 原

とともに、運賃が650

Ĕ

6 6 0

肖と

クシー

0)

中に課税事業者と免税事業者

都内個人タクシー現況 (平成31年3月1日現在) 許可事業者数 12,357名(前月比 -66名) (特別区、武三11,948名 北多摩155名 南多摩254名) 傘下事業者数 12,116名(前月比 -40名)

のご協力を宜しく

お願いします。

に追われることに 変更等、今後対応 ミング、領収書 業者の登録の

なります。皆さん

(特別区、武三11,712名 北多摩152名 南多摩252名) ※集計方法は運輸行政と異なります。

めの表示方法や周知の徹 が出来てしまった場合、 お客様が選ぶた 底、 また課税事

タイ

0)

羽田空港国際線 マナー問題

理事会当日、2月21日開催のタクシーセンター主催「街頭 指導会議」にて問題となった、羽田空港国際線タクシープー ルの現状の映像が流されるとともに説明が行われました。 タクシー運転者による指定場所以外での喫煙やゴミ・タバ コの吸い殻の投げ棄て、植栽帯においては立小便の影響で 一部枯れている植栽が見られ、注意喚起を行うも改善が見 られないということで、改めてマナー改善の要請がありま した。

吸い殻

◀羽田空港国際線タクシ -プール内の側溝に捨てら れた、多くのゴミやタバコの

▶所定の喫煙所が あるにもかかわらず、 タクシープールの脇 で喫煙をする運転者 たち

接客マナーコンテスト (準本選会)

おもてなし」を 創り出せる人材に

接客マナーコンテスト

名が関東支部本選会の東京代表に選ばれました。 会を勝ち抜いた12名の事業者がエントリーし、 議室において当協会主催の「接客マナーコンテス 2月27日(水)午後1時より、日個連会館地下会 (準本選会)」が開催されました。各団体の予選

ターの松橋真理子さんから、 与えるおもてなしの所作・動作を競い合い は交通弱者に対する安全でより安心感を バーサルドライバーを視点に据え、出場者 ました。コンテスト終了後に、インストラク イスをいただきました。 コンテストでは、 社会的要請でもあるユニ 以下のアドバ

いただくようにすること。また、 ましょうか』とお聞きし、 決めつけるのではなく 持っているお客様に対し、荷物はトランクと でしょうか。今回ですと、キャリーバッグを でもある『おもてなし』とは、相手が誰で 思いますが したいのですが、何かおすすめは?』という 気配りをして何かしてあげることではない お客様の問いに対し、 あってもどんな場面であっても、目配りや を入 「コンテスト開始時からの継続したテーマ れると押し付けがましくなく、 『今話題のものですと』等の枕 『お好みもあるかと 『お荷物はいかがし お客様に決めて 『食事を

> 最適な言葉を選んでみてください ると思います。短い時間の中で簡潔にお答 客様の気持ちをぐっと惹きつける一言にな えしなければならないからこそ、その場に

ではないでしょうか できることが個人タクシーの仕事の醍醐 自分で営業方針を決めて自分のやり方が タクシーさんだと会社の方針があります。 きるのが、皆さん個人タクシーです。 そして、この試すということを自 由にで 法人

東京代 表 推薦者名

岡本秀樹さん 石井晃 岡本時範さん 松山邦彦さん 内 知広さん 一さん (都営協·東京相互支部) (都営協・交友支部) (東個協·杉並第二支部) (東個協·練馬支部 (東個協·練馬支部 (東個協·世田谷第一 (都営協·朋友支部) 三支部

東京代表 事業者の一声

髙槗 東個協·世田谷第三支部 浩さん

まり過ぎて自 体にならなか 少しセリフが 全体を通して 固



じめ支部の理事会のメンバーに、全力でサ 謝とともに伝えたいと思います。 Ł て良い反応がある所作等を取り入れたり ポートいただいて無事通過できたことを感 たかなと反省していますが、普段からやつ ij [はもっと自分らしいナチュラルさを出して 一自分なりに工夫をして臨みました。 ればと思います。そして、支部長をは 次

回

都営協·交友支部 岡本 秀樹さん

の会話と接客を での反省点を生 かして、お客様へ 昨年秋の予選



ゆつくりと丁寧に行うように心掛けまし 業でも特にお客様への接客への意識が高い していきたいと思います 考えて仕事に励み、 るように、コンテストは日々の営業の延長と なったように思います。 た。コンテストに参加してからは、 緊張の中でも自分をコントロールでき 全国 次の関東大会まで 大会出場を目 日 一々の営

organization)

から来 について 使用

書」が発行されています 犬)を伴って来日される補助犬使用者の 方々には、認定団体より 介助犬」 海外から補助 「聴導犬」と同等の役割を持つ 犬(日本での 期間限定 盲 1導犬

力をお願い致します。 補助犬の同伴を拒まない等、 補助犬同様、タクシーを利用する場合の 身体障害者の自立と社会参加の観 証明書のある使用者については、日 ご理解とご 本の

証明書原本の説明書き 海外補助犬使用者 期間限定証明書 (表示) Temporary Certificate of Overseas Assistance Dog Users 〇〇犬 OO Dos 使用者氏名(Name) 犬種(Dog breed) 輸出国 (Country of export) 入国/出国予定年月日 年 月 日 ~ 年 月 日 発行した指定法人 (Designated Juridical (名称 name) (住所 address) (電話 phone No. 育成した法人の名称

使用 を、 来日中、 者は、 発 常に携帯しています 行された証明書及び 表

優良運転者表彰(タクセン)

2

化 1.

年目から受賞可能

り場への入構資格を得られます。 すようお願いいたします。優良タクシー 資格をクリアしている事業者については、所 間を通算して取り扱われますので、表彰 間は法人タクシー運転者としての勤務期 者表彰の受付が始まります。継続勤務期 属団体長が積極的に推薦し、受賞されま 東京タクシーセンターの行う優良運転 3. 基準日以前において、次の期間に交通

推薦期間:4月1日から5月末日まで

表彰の時期:原則として11月

表彰区分

·20年表彰

過去5年

30年表彰

特別表彰

過去10年 過去7年 ・一般表彰

10年表彰

過去3年 過去3年 事故及び道路交通法違反がないこと。

優良運転者表彰基準等

一般表彰 (5年表彰)

·20年表彰

特別表彰 (40年表彰)

1.基準日以前において、次の期間を特別区: 続して勤務していること。(法個通算可 武三地区内のタクシー運転者として継

一般表彰

10年表彰 過去10年

·30年表彰 過去30年 過去20年 ·30年表彰

基準日:当該表彰年の3月31日

過去5年

·20年表彰

表彰対象運転者の資格

5

·10年表彰

※交通事故については、自己の責に帰すべ き事由により、自動車の運行によって他 人の身体、 財産を害した事故と

接客態度が良好で他の模範となる者で あること。

にあっては10年表彰、30年表彰にあって 10年表彰にあっては一般表彰、20年表彰 表彰を受賞していること。 20年表彰、特別表彰にあっては30年

個タク制度の危機

真面目な事業者 迷惑千万

NO! 飲酒運転 NO! ひき逃げ

> 倉知 寺下

克昌 鶴男

ご冥福をお祈り

单

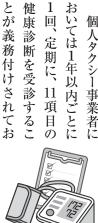
一げます

有資格者は、積極的にご自分で確認を 行い、申請をされるよう、お願いします。

はこれらの法に基づく命令の規定に違 特別措置法及び道路運送法若しく の期間において、タクシー業務適 =夜型稼働は年2回 健康診断 (11項目) 受診について

Ш

1 おいては1年以内ごとに 回、定期に、11項目の 個人タクシー事業者に



ります。 具体的には労働安全衛生規則に規定す

関する規程」に定める事案の累積点数

「タクシー乗り場等適正運営の推進に

が2点以下であること

象事案及び対象事案がないこと、並びに び苦情事案取扱規程」に定める評価対 並びに「個人タクシー事業者の指導及

全・サービス等に関する評価規程」及び

個人タクシー事業者団体評価規程

反する行為、

「法人タクシー事業者の安

○定期健康診断

化されております

の健康診断を受診する(全事業者) 1年以内ごとに1回、定期に、 11 項

)特定業務従事者の健康診断

とに1回、定期に、11項目の健 深夜業を含む事業者は6カ月以内ご を受診する(該当事業者) 健康診断

う業務をいいます。なお、業務時 1週1回以上又は1カ月に4回以上行 状態として深夜業 (22時~翌5時)を ※「深夜業を含む業務」とは、業務の

会員

東個協

東個協

東個協

都営協

都営協

団体名

大田第一支部

文京第二支部

東支部

さくら支部

北第二支部

このままで

尾崎

行雄

晴由記

瀬戸山 薫

間の一部が深夜業の時間帯に掛

かっていれば対象となります。

訃報 * 2 月

所属団体

(東個協・武三) 、東個協・新東京

(都営協・板橋) 都営協·板橋) 都営協·足立 都営協·民主) 摩·東日本 74 73 60 71 69 74 67 食道癌 脳出血 脳梗塞 虚血性心疾患 虚血性心疾患 心筋梗

る次の健康診断を受診することが義務 ■孑

不滴正堂業集計	営業集計表 (街頭営業適正化指導規程) (件) (自) (注) (注) (注) (注)						
発生月			処分事案(加重)	合計	(1+)		
平成31年1月	16	3	1	20			

■処分事案対処報

			-						
告書 (街頭営業適正化指導規程) 平成31年2月報告分									
	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容			
	۱۰н	H30.10.2	港区新橋1-10	回遊車両		表示灯使用停止 精算停止			
	s·ĸ	H30.11.2	中央区銀座7-7 (車両進入禁止地区内)	乗禁地区営業		表示灯使用停止 精算停止 無線営業停止			
	s·s	H30.10.29	中央区銀座5-7	メーター不使用		表示灯使用停止 精算停止 講習1日			
	N·H	H30.8.31	新橋駅烏森口周辺	待機禁止無視		表示灯使用停止 換金停止			
	т•т	H30.11.9	新橋一丁目交差点周辺	乗り場無視	コカ川市コ	表示灯使用停止 換金停止			
	т•А	H30.11.9	難波橋周辺	乗り場無視	加重	表示灯使用停止			

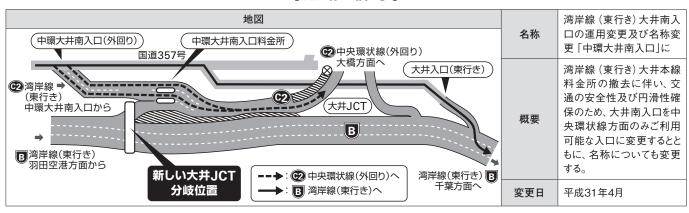
都営協 新中野支部 -※処分事案は会員団体に処分を要請し、平成31年2月中に処分内容の報告があったもの ※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

地理モニター報告の

【移転】

地図	名称	新所在地	旧所在地	移転日
NHK・	渋谷区役所	渋谷区宇田川町1-1	渋谷区渋谷1-18-21 ※旧所在地にあった仮庁 舎は、渋谷区役所 第二 美竹分庁舎となります。	平成31年1月 建て替えが終わり元の場 所へ移転

【道路・橋等】



秋田隆支部長 全国個人タクシー 協会関東支部

す。よろしくお願い致します。 再発防止に向けて取り組んでいる最中で 役員だけでなく、 弾の再発防止策として、支部の巡回時に な連携が重要になると考え、現在、 そこで、各支部役員と事務方のより密接 検運行が出てしまいました。第一弾の再 れば、防ぐことが出来たと思っています。 発防止策を各支部で守ることが出来てい 大変残念なことに、平成30年度は無車 職員を同行させる等 第二 たが、無車検運行等、

しております。 譲渡譲受の円滑化に関 今日の意見交換会では色々な要望を出 昨年11月、国土交通省よ わる制度改 いただきたいと思います。 来ません。再発防止に全力で取り組んで 願い致します。

たことについて、

時計の針を戻すことは出

今日

は宜しく

問題が起きてしまつ

最後に、秋田会長からも話がありまし

シー会館会議室において、今回で18 な意見交換が行われました。 支部関係者、 を迎える全個協関東支部主催「平成 た。 3月8日(金)午後2時より、 行政との意見交換会」が行われま 関東運輸局自動車交通部森髙 局・各支局の担当者、 オブザーバーにより、 個人タク 関 活 回 発 東 部 30

> ます。 いて、分かる範囲で教えていただければと 改定、事前確定運賃や相乗りタクシーにつ 関東運輸局自動 どうぞ最後までよろしくお願い致 車

森高龍平部長 交通

せていただくことを通じて、タクシー業界 追い風もあれば向かい風もあるという状 きご指摘・ご意見をお願いします。 とができればと思っています。ぜひ忌憚な 知っていらっしゃる皆さんと意見交換をさ 況ですが、問題解決に向けて、 全体の活性化に取り組むヒントを得るこ きがあります。まさに激動の真っただ中、 ここ近年、タクシーを巡る情勢は色々な動 らっしゃる方々の集まりだと思っています。 て現場で何が起こっているか肌で感じてい 皆さんは、常日頃より個人事業主とし 現場を一番

すが、今年10月の消費税増税に伴う運賃 待をしているところです。 夏に出てくる制度改正の内容について期 を行うと回答をいただいており、 た新決済機の準備等を行っているところで 国を挙げてのキャッシュレス化に対応 また我々の業界 今年

平成30年度

行政との意見交換

携帯メールによる情報伝達システムに未登録の方は toroku@tokokyo.jp へ空メールを送信してください。